

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

○宮城県工業動態統計調査の実施	(統計課)	一
○県自然環境保全地域の指定	(自然保護課)	二
○県自然環境保全地域に関する保全計画の概要	(同)	二
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課)	三
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出	(同)	三
○特定計量器の定期検査の実施	(産業立地推進課)	三
○宮城県農業高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託(三件)	(教育庁高校教育課)	四
○宮城県加美農業高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託(二件)	(同)	四
○土地改良区役員の就任及び退任の届出	(仙台地方振興事務所)	五
○開発行為に関する工事の完了(二件)	(建築宅地課)	五
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	(契約課)	五
○宮城県公報平成二五年号外第一一号中		九

告 示

○宮城県告示第四百五十五号
統計調査条例(平成四年宮城県条例第十五号。以下「条例」という。)第二条第二項に規定する県基幹統計調査として、宮城県工業動態統計調査を次のとおり実施する。

平成二十五年五月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 調査目的

県内の工業生産の動態を明らかにするため、鉱工業生産指数作成の基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査範囲

1 別表第一に掲げる品目を生産する事業所のうち、別に定める「宮城県工業動態統計調査対象事業所・機関選定要領」で選定した事業所(以下「対象事業所」という。)

2 別表第二に掲げる品目の生産動態を毎月集計する機関のうち、別に定める「宮城県工業動態統計調査対象事業所・機関選定要領」で選定した機関(以下「対象機関」という。)

三 調査期日

平成二十五年四月から、毎月末日現在において行う。

四 調査事項

1 別表第一に掲げる品目

(一) 事業所名

(二) 事業所所在地

(三) 生産品目

(四) 生産量又は生産金額

(五) 出荷量(水産缶詰を除く。)

(六) 月末在庫量(鋼船を除く。)

2 別表第二に掲げる品目

(一) 生産量又は生産金額

(二) 出荷量

(三) 月末在庫量

五 調査方法

1 対象事業所の調査

条例第五条第一項に規定する統計調査員又は郵送により対象事業所に配布し、当該対象事業所の管理責任者が自計申告する方法により行う。

2 対象機関の調査

宮城県震災復興・企画部統計課職員が調査事項を聴取する方法により行う。

六 調査票の提出

- 1 提出先 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県震災復興・企画部統計課
 - 2 提出部数 一部
 - 3 提出期限 調査期日の翌月十五日
- 七 公表

宮城県鉱工業生産指数として公表する。

別表第一

業 種	品 目
生産用機械工業	半導体製造装置の部分品
業務用機械工業	測量機器、理化学機械器具
情報通信機械工業	火災・防犯警報装置、記憶装置の部分品
輸送機械工業	鋼船
窯業・土石製品工業	液晶ガラス基板
化学、石油・石炭製品工業	農薬
食品工業	肉製品、水産缶詰、海藻加工品、水産練製品、冷凍水産物、冷凍水産食品、その他の水産食品、生菓子、米菓、清涼飲料、ビール、発泡酒、第三のビール、配合飼料、コーヒール、ヨーグルト
木材・木製品工業	合板、建築用木製組立材料
その他製品工業	コンパクトディスク、ユニット住宅

別表第二

業 種	品 目
輸送機械工業	鉄道車両
窯業・土石製品工業	生コンクリート

化学、石油・石炭製品工業	1	医薬品
食品工業	7	チーズ、牛乳、みそ、しょう油、精米、冷凍調理食品、清酒
木材・木製品工業	1	一般製材製品
公益事業	2	電力、ガス

○宮城県告示第四百五十六号

自然環境保全条例（昭和四十七年宮城県条例第二十五号）第十二条第一項の規定により、県自然環境保全地域を次のとおり指定する。

平成二十五年五月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 名称

商人沼自然環境保全地域

二 区域

加美郡加美町字漆沢岳山国有林二百二十二林班イ一及び一小班内（次の図に示すとおり。）（面積二・二五ヘクタール）

「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（環境生活部自然保護課）及び宮城県北部地方振興事務所並びに加美町役場（森林整備対策室）に備え置く。

○宮城県告示第四百五十七号

自然環境保全条例（昭和四十七年宮城県条例第二十五号）第十三条第一項の規定により決定した商人沼自然環境保全地域に関する保全計画の概要は、次のとおりである。

平成二十五年五月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保全に関する基本的な事項

1 保全すべき自然環境の特質

この地域の地質は、新第三紀中部中新統の魚取沼層であり、特に商人沼付近は魚取沼層の泥岩で構成されている。商人沼は、地すべりにより凹地形が形成され、この凹地形に雨水や地下水が溜まり沼となったものである。また、沼縁の湿地は、植物遺体でできた泥炭が堆積し形成されたものである。

指定地域には、十一の植物群落があり、湿生植物群落、抽水植物群落、浮葉植物群落は特記さ

れる群落である。湿生植物群落には、沼の湿地に成立しているミカヅキグサ・サワギキョウ・オオミスゴケ群落があり、沼の西側にある湿性低木林（ウワミスザクラ・ノリウツギ群落）の林床には絶滅危惧種であるヒメカイウが生育している。抽水植物群落であるヒメメクリ・ジュンサイ群落は沼の西北部にみられ、コウホネが湖岸に近い水域に団状に群生して分布している。浮葉植物群落を構成するヒツジグサやジュンサイは水深の浅い所の湖面に広がっている。これらの群落は、人為的な影響を受けることが少なく、現在まで、原始的な自然状態を保っている。

動物類の昆虫は、山地性と寒地性の種類が多く生息している。特記すべき昆虫では、コウチュウ目のエゾオオミズクサハムシ、キンイロネクイハムシ、コウホネネクイハムシなど八種類のネクイハムシが確認されており、商人沼の水生植物や湿性植物に依存して生活している。このように小規模な池沼で多種のネクイハムシが生息する例はほかになく、また、宮城県で初めてオオケブカナガカメムシとセタカマルハナノミが確認されている。

以上のことから、この地域には自然性に富んだ希少な動植物が多数生息しており、この良好な自然環境及び豊かな生物多様性を、県民のかけがえのない貴重な財産として保全していくためには各種行為の規制を行うほか、固有の生態系を崩さないように、適正な管理を行うことが必要である。

2 権利制限関係等の概要

根拠法令	地域（地区）名等	備考
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号） 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）	水源かん養保安林 鳥獣保護区	

二 自然環境の保全のための規制に関する事項
 貴重な自然環境を有するこの地域を、県民のかけがえのない財産として将来にわたり保全するために、自然環境保全条例第二十一条第一項各号に掲げる行為について規制を行う。

三 自然環境の保全のための事業に関する事項
 1 保全施設に関する方針
 この地域の適正な管理を図るため、主要な箇所以案内板及び標識を設置するほか、洗掘が著しい沼からの出水路の保全対策を講ずる。

2 その他の保全に関する事項
 この地域の良好な自然環境を維持するため、定期的な巡回のほかに年数回の清掃活動を行う。

○宮城県告示第四百五十八号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。
 平成二十五年五月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害児通所支援の種類	設置者名	指定年月日
○四五〇七〇〇三五六	びつび名取名取市増田二丁目十三番一〇号	放課後等デイサービス	特定非営利活動法人ひよこ会	平成二十五年五月一日
○四五一一〇〇二五九	くれえる岩沼市たけくま二丁目二十二番一〇号	児童発達支援		
	すてっぶ岩沼市たけくま二丁目二十二番一〇号	放課後等デイサービス		

○宮城県告示第四百五十九号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定を廃止した旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。
 平成二十五年五月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害福祉サービス	設置者名	廃止年月日
○四一一三〇〇二七〇	広域介護サービス若柳市若柳字川北中町四十四番地	居宅介護 重度訪問介護 同行支援	株式会社宮城登米広域介護サービス	平成二十五年三月三十一日

○宮城県告示第四百六十号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。
 平成二十五年五月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
平成二十五年七月八日	石巻市 田代	午後一時三十分から 午後二時三十分まで	宮城県漁業共同組合石巻地区支所田代浜出張所
七月九日	石巻市 渡波・萩浜	午前九時三十分から 午後二時まで	石巻市渡波公民館
七月十日	石巻市 牡鹿	午後一時から 午後三時三十分まで	石巻市牡鹿総合支所
七月十一日	石巻市 桃生	午前九時三十分から 午後二時まで	石巻市桃生総合支所
七月十二日	石巻市 河北	午前二時三十分から 午後二時三十分まで	石巻市河北総合支所
七月十六日	石巻市 湊	午前二時三十分から 午後二時三十分まで	石巻市総合福祉会館みなと荘
七月十七日	石巻市 住吉・中里・稲井	午前二時三十分から 午後二時三十分まで	宮城県石巻合同庁舎
七月十八日	石巻市 雄勝	午前一時から 午後三時まで	石巻市雄勝総合支所
七月十九日	石巻市 北上	午前九時三十分から 午後二時まで	北上にっこりサンパーク
七月二十二日	石巻市 大蛇田街	午前二時三十分から 午後二時三十分まで	石巻市蛇田公民館
七月二十三日	石巻市 河内南	午前二時三十分から 午後二時三十分まで	J A いしのまき河南低温農業倉庫 (カントリーエベーター隣)
七月二十四日	石巻市 河内南	午前二時三十分から 午後二時三十分まで	J A いしのまき河南低温農業倉庫 (カントリーエベーター隣)
平成二十五年七月二十五日	石巻市 石巻・門脇	午前二時三十分から 午後二時三十分まで	石巻市役所仮設十一会議室
七月二十九日	石巻市 石巻・門脇	午前二時三十分から 午後二時三十分まで	石巻市役所仮設十一会議室
七月三十日	石巻市 石巻・門脇	午前二時三十分から 午後二時三十分まで	石巻市役所仮設十一会議室

○宮城県告示第四百六十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県農業高等学校の農産物の仙台市中央卸売市場食肉市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十五年三月二十九日次のとおり委託した。

平成二十五年五月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市宮城野区扇町六丁目三番六号 仙台中央食肉卸売市場株式会社
名取市増田一丁目十二番三十六号 名取岩沼農業協同組合

二 委託期間

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百六十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県農業高等学校の農産物のみやぎ総合家畜市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十五年三月二十九日次のとおり委託した。

平成二十五年五月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目二番十六号 全国農業協同組合連合会宮城県本部
名取市増田一丁目十二番三十六号 名取岩沼農業協同組合

二 委託期間

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百六十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県農業高等学校の農産物のみやぎ総合家畜市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十五年三月二十九日次のとおり委託した。

平成二十五年五月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目二番十六号 全国農業協同組合連合会宮城県本部
大崎市古川新田字昭和三七番地一 高橋畜産 代表 高橋 正紀

二 委託期間

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百六十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県加美農

業高等学校の農産物の仙台市中央卸売市場食肉市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十五年三月二十九日次のとおり委託した。

平成二十五年五月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市宮城野区扇町六丁目三番六号

仙台中央食肉卸売市場株式会社

加美郡色麻町四竈字柾木町十四番地の一

加美よつば農業協同組合

二 委託期間

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百六十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、宮城県加美農業高等学校の農産物の株式会社宮城県食肉流通公社及びみやぎ総合家畜市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十五年三月二十九日次のとおり委託した。

平成二十五年五月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目二番十六号

全国農業協同組合連合会宮城県本部

加美郡色麻町四竈字柾木町十四番地の一

加美よつば農業協同組合

二 委託期間

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、仙台市泉土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十五年五月二十一日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 薩 川 昌 則

一 就任した者

就任年月日	氏名	住所	役職名
平成二十五年三月二十七日	若生 豊 治	仙台市泉区野村字桂島三十九番地	理事

二 退任した者

退任年月日	氏名	住所	役職名
平成二十五年一月十六日	若生 祐 市	仙台市泉区野村字川ノ上十八番地	理事

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十五年五月二十一日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
塩竈市清水沢四丁目四十六番一並びに二百十一番の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

塩竈市字伊保石二十一番地一
医療法人財団 五倫会

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十五年五月二十一日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
栗原市築館字赤沢七十三番、七十九番、八十番、八十一番一及び八十二番一並びに六十四番、六十五番、六十八番、六十九番、七十番及び七十二番の各一部並びに六十四番地先の水の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
栗原市築館薬師一丁目七番三十七号

白鳥 文幸

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十五年五月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する工事

- 1 工事番号 二十五保四四〇一A〇一号
- 2 工事名 拓桃医療療育センター・拓桃支援学校新築工事
- 3 施工場所 仙台市青葉区落合四丁目三十七ほか
- 4 工 期 宮城県議会で議決された日の翌日から平成二十七年三月二十五日まで
- 5 工事概要 病院棟新築工事 一式

R C造四階 延べ面積八、八八五平方メートル
 学校棟新築工事 一式
 R C造地上四階地下一階 延べ面積七、八五三平方メートル
 付属棟新築工事 一式
 外構工事 一式

※新病院棟新築に伴う既存棟の一部の改修工事を含む。
 ※建築設備工事を除く。

6 予定価格 三、三〇二、九二九、〇〇〇円（消費税及び地方消費税を除く。）

7 入札方式 一般競争入札（入札参加資格事前審査方式・郵送入札・調査基準価格及び数値的判定基準を適用）

8 落札方式 総合評価落札方式（標準型（施工計画型））

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1及び2に掲げる要件を満たす特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

1 共同企業体の結成方法

(一) 構成員の数は、三者であること。

(二) 構成員の組合せは、2の(一)及び(二)の資格を満たす一者、2の(一)及び(二)の資格を満たす二者の組合せであること。

(三) 結成は、自主結成であること。

(四) 代表者は、構成員のうち中心的役割を担う者で、施工能力の大きい者であること。

(五) 代表者の出資割合は、構成員中最大であること。

2 共同企業体の構成員の資格

(一) 共同企業体におけるすべての構成員

(1) 宮城県建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格を有すること。

(2) 宮城県から建設工事入札参加登録業者等指名停止要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(3) 開札日において、会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成十一年法律第百二十五号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、宮城県知事が別に定める競争入札参加資格の再評価を受けていること。

(4) 開札日において、銀行取引停止となつた者については、申立日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けていること。

(5) 開札日において、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項及び第二項各号の規定に該当しないこと。

なお、被補助人、被補佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第一項の規定に該当しない者である。

(6) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、入札に参加することはできない。なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行つた行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

ア 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下

同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

イ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団

（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力

団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認めら

れる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係

を有していると認められるとき。

オ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

(7) この入札に参加しようとする複数の共同企業体の構成員となっていないこと。

(8) 経常建設共同企業体及び事業協同組合は、共同企業体の構成員となることができない。

(二) 共同企業体における代表者

(1) 宮城県建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格の承認の際に建築一式工事に係る建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の二十九第一項の規定する総合評定値が千三百点以上であること。

(2) 平成十五年度以降において、RC造の五、〇〇〇平方メートル以上の病院の新築工事、かつ、RC造の一、〇〇〇平方メートル以上の免震構造の新築工事を元請けとして施工した実績（共同企業体の構成員としての経験は、代表者であった場合に限る。）を有すること。

(3) 建設業法第十五条の規定に基づく建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(4) 建築一式工事に対応する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者又はこれに準ずる者をこの現場に専任で配置できること。

(二) 共同企業体における代表者以外の構成員

(1) 宮城県建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格の承認の際に建築一式工事に係る建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の二十九第一項の規定する総合評定値が九百点以上であること。

(2) 建設業法第十五条の規定に基づく建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(3) 建築一式工事に対応する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者又はこれに準ずる者をこの工事現場に専任で配置できること。

三 入札手続等

1 担当課及び担当者

〒九八〇一八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号（宮城県庁舎二階）

宮城県出納局契約課工事契約班 水戸 正勝 ○二二―二二―一三三三六

2 契約条項を示す場所並びに入札説明書及び入札参加申請書類の交付場所等

(一) 契約条項を示す場所 1と同じ

(二) 入札説明書及び入札参加申請書類の交付期間及び時間

平成二十五年五月二十一日（火）から平成二十五年五月三十一日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「休

日等」という。）を除く。）の午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）

(三) 入札説明書及び入札参加申請書類の交付場所及び方法

1において配布及びこの入札公告が掲載された入札情報サービスシステムの工事の欄からダウンロードできる。

3 設計図書等の閲覧及び貸出

当該工事に係る仕様書、図面及び仮契約書（案）を閲覧に供するほか、希望者に貸し出す。ただし、仕様書及び図面については、入札説明書に記載の場所において有料で複写することができる。

(一) 閲覧、貸出期間及び時間

平成二十五年五月二十一日（火）から平成二十五年七月二日（火）まで（休日等を除く。）の午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）

(二) 閲覧場所

仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県県政情報センター（宮城県庁舎地下一階）

4 入札書の提出期限及び場所

(一) 提出期限及び方法

平成二十五年七月三日（水）午後五時とし、提出方法は入札説明書に記載のとおりとする。

なお、電報及びファクシミリによる入札は認めない。

(二) 場所 1と同じ

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十五年七月五日（金）午前十時

(二) 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 第一入札室（宮城県庁舎二階）

四 入札参加資格の確認等

1 提出書類

入札参加を希望する者は、次に掲げる書類（三の二により配布する様式による。）を持参の上提出し、この工事に係る入札参加資格審査及び資格確認を受けなければならない。

(一) 入札参加資格確認申請書

(二) その他、入札説明書に記載してあるもの。

2 入札参加申請書類の受付期間及び提出場所等

(一) 受付期間及び時間

平成二十五年五月二十一日（火）から平成二十五年五月三十一日（金）まで（休日等を除く。）の午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）

(二) 提出場所

三の1と同じ

3 入札参加資格の審査等

(一) 入札参加資格の審査をしたときは、当該申込みを行った者に対してその結果を郵送で通知する。

(二) 入札参加資格有資格者と認められなかった者は、その理由について書面で問い合わせをすることができ。

(三) (二)の説明を求めようとするときは、その旨を記載した書面を四の2(二)に記載の担当課へ提出するものとする。

五 入札保証金

必要(詳細については入札説明書に記載のとおりとする。)

六 工事費内訳書の提出

1 入札に際し、入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。

2 工事費内訳書の様式は別に定める。

3 工事費内訳書は、返戻しない。

七 入札の無効

本入札公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書において示した条件等に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、開札時において二に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者のした入札は無効とする。

八 落札者の決定方法

入札価格が、予定価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、総合評価点の最も高い者を落札候補者とする。ただし、調査基準価格を設けるものとし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち総合評価点の最も高い者を落札候補者とすることがある。

九 契約保証金

契約金額の十分の一以上の金額とする。ただし、調査基準価格を下回る価格で契約締結する場合の契約保証金の額は、契約金額の十分の三以上の額とする。

十 契約の締結

1 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和三十九年宮城県条例第十八号)第二条の規定により、契約の効力は宮城県議会の議決を経てから生ずるため、それまでは仮契約の締結を行うものとする。

2 落札の決定後、当該入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者が二に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 当該建設工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

3 契約書作成の要否 要

4 入札金額の記載方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 宮城県建設工事一般競争入札(特定調達契約)参加資格を得ていない者も四により申請書等を提出することができるが、競争入札に参加するためには、当該資格の承認を受け、かつ、四に定める入札参加資格の承認を受けていなければならない。

6 関係図書等の閲覧 建設工事執行規則(昭和三十九年宮城県規則第九号)、宮城県建設工事競争入札参加心得、建設工事総合評価落札方式(簡易型・標準型)実施要領、宮城県建設工事総合評価落札方式(簡易型・標準型)の手引きについては、出納局契約課のホームページ、入札情報サービスシステム及び県政情報センター(宮城県行政庁舎地下一階)において閲覧できる。

7 詳細は入札説明書による。

十二 概要

Summary

1 Service Required : Construction of school building for Miyagi Takuto Medical Treatment and Rehabilitation Center and Takuto Special Needs School

2 Deadline for Application Forms for Bid Qualification : May 31, 2013, 5 : 00 p.m.

3 Deadline for Bids : July 3, 2013, 5 : 00 p.m.

4 Contact Information : Masakatsu Mito, Construction Contract Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku,

Sendai, Miyagi 980-8570 Japan. Tel.: 022-211-3336

正 誤

○宮城県公報平成二五年号外第一号(平成二五年三月二十六日付け)中

ページ
三
上
段
行
後
ろ
か

同

都市計画課

に
改
め

を

都市計画課

同

に
改
め

を

正

誤